

## 協議第 17 号

### 財産の取扱いについて

財産の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 協議の対象を別紙のとおり正負の財産とし、南足柄市の財産は、すべて合併後の市に引き継ぐ。ただし、基金については、その設立趣旨に配慮の上、可能な限り合併時に統合する等の調整を行う。

平成 29 年 2 月 14 日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する  
任意協議会 会長 加藤 憲一

#### 【調整理由】

- ・ 合併の方式を「南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする」とすると想定していることから、南足柄市のすべての財産を合併後の市に引き継ぐものとする。
- ・ 合併後の市における同一趣旨の基金の重複を避けるため、統合が可能なものは合併時に統合するなど、合併時までには一定の整理を行うものとする。

(協議第17号 財産の取扱いについて) 別紙

○協議の対象

▶地方公共団体の財産

正の財産
<ul style="list-style-type: none"><li>・地方自治法第2編第9章第9節「財産」に規定されているもの</li></ul> <p>公有財産 (第238条)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>┌ 土地</li><li>│ 建物</li><li>│ 物権</li><li>│ 無体財産権</li><li>│ 有価証券</li><li>└ 出資による権利 等</li></ul> <p>物品 (第239条)</p> <p>債権 (第240条)</p> <p>基金 (第241条)</p>
負の財産
<ul style="list-style-type: none"><li>・地方債 地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れ</li><li>・債務負担行為 地方公共団体が1会計年度を超えて債務を負担する行為をする際に設定する予算</li></ul>

## 財産の現況（平成28年3月31日現在）

〔総括〕

【正の財産】		小田原市	南足柄市	2市合計
1. 公有財産				
(1) 土地	m <sup>2</sup>	2,468,022.08	1,742,627.37	4,210,649.45
(2) 建物	m <sup>2</sup>	573,859.38	161,204.64	735,064.02
(3) 物権	m <sup>2</sup>	38,761.83	0.00	38,761.83
(4) 無体財産権	件	6	0	6
(5) 有価証券	千円	42,486	208,880	251,366
(6) 出資による権利	千円	240,213	22,973	263,186
2. 物品（50万円以上のもの）	個	1,679	605	2,284
3. 債権	千円	82,156	15,287	97,443
4. 基金（長期繰替運用額未反映）	千円	12,775,151	3,001,075	15,776,226
（長期繰替運用額反映）	千円	12,715,151	2,142,275	14,857,426
【負の財産】				
1. 地方債	千円	108,980,546	27,058,911	136,039,457
2. 債務負担行為	千円	13,441,061	384,852	13,825,913

#### 4. 基金

(1) 基本的に現状を継続することを想定しているもの

小田原市	
【基金名】	H28. 3. 31
・基金設置目的（条例規定）	残高（円）
【スポーツ振興・教育環境改善基金】	
・市民のスポーツの振興及び市の未来を担う子どもたちのための教育環境の改善に要する経費に充てるため	1,581,541,595
【土地開発基金】	
・公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のため必要のある土地をあらかじめ取得する資金に充てるため	2,221,778
【駐車場整備基金】	
・駐車場の建設及び改修に要する経費に充てるため	189,967,262
【ほう賞基金】	
・ほう賞事業の経費に充てるため	53,662,000
【防災対策基金】	
・市と市民が一体となって推進する災害に強い安全なまちづくりに係る事業及び大規模な災害が発生した場合の復旧事業の経費に充てるため	191,850,123
【ふるさと文化基金】	
・市と市民が一体となって推進する文化の振興に係る事業の経費に充てるため	582,918,877
【地下街事業基金】	
・地下街の施設及びその附帯施設の整備に要する経費その他の小田原地下街事業の経費に充てるため	20,556,476
【小田原城施設整備基金】	
・小田原城の施設の整備に要する経費に充てるため	293,720,000
【小田原産木材調達基金】	
・市の施設において利用する小田原産木材（市内で生産された木材）の取得を円滑かつ効率的に行うため	15,000,000
【競輪事業基金】	
・競輪事業の円滑な運営及び財政の健全な運営を図るため	1,639,203,384
【ふるさとみどり基金】	
・市と市民が一体となって推進する緑豊かな都市づくりに係る事業の経費に充てるため	1,054,888,108
	1,024,888,108
	5,625,529,603
合計	5,595,529,603

南足柄市	
【基金名】	H28. 3. 31
・基金設置目的（条例規定）	残高（円）
【まちづくり基金】	
・市民、団体等から広く寄附金を募り、これを財源として寄附者の意向を反映した事業を実施することにより、多様な人々の参加と協働による個性豊かで活力にあふれるまちづくりの推進に資するため	8,605,563
【公共施設建設、修繕等基金】	
・都市施設、教育施設その他公用又は公共用に供する施設の建設、修繕等の資金に充てるため	7,343,656
【文化会館文化事業振興基金】	
・南足柄市文化会館が行う文化事業を推進し、もって文化の振興を図るため	133,256,750
	256,750
【文化会館管理運営基金】	
・南足柄市文化会館の管理運営の資金に充てるため	3,136,274
【足柄グリーン文化基金】	
・貴重な文化遺産である緑資源を保全するとともに、緑化の推進等を図るため	758,945,375
	222,145,375
【横溝千鶴子教育基金】	
教育の分野において有為な人材の育成を図り、教育の振興に寄与するため	1,000,895,067
【横溝千鶴子記念教員研修施設建設基金】	
・学校教育に携わる教員のための研修施設の建設資金に充てるため	100,200,000
	2,012,382,685
合計	1,342,582,685

※網掛けは長期繰替運用額反映後

## (2) 合併時に統合を想定しているもの

小田原市		南足柄市		2市合計
【基金名】	H28.3.31 残高(円)	【基金名】	H28.3.31 残高(円)	
・基金設置目的(条例規定)		・基金設置目的(条例規定)		
【財政調整基金】		【財政調整基金】		
・災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため	5,585,456,742	・健全な財政運営を図るため	280,707,622	5,866,164,364
【国民健康保険事業運営基金】		【国民健康保険財政調整基金】		
・国民健康保険事業の健全な運営を図るため	150,362,109	・国民健康保険事業における保険給付その他財源に不足を生じたときの財源を積み立てるため	156,641,761	307,003,870
【介護給付費等準備基金】		【介護保険給付費等支払基金】		
・介護保険事業の健全な運営を図るため	326,798,011	・介護保険の保険給付及び地域支援事業に要する費用に不足を生じたときの財源とするため	271,359,581	598,157,592
【社会福祉基金】		【福祉施設基金】		
・低所得世帯、児童、母子家庭及び父子家庭、老人並びに心身障害者の福祉の向上を図る事業の経費に充てるため	1,051,488,295	・福祉施設の資金に充てるため	152,665,662	1,264,066,410
			3,665,662	
	1,021,488,295	【地域福祉基金】		
		・地域福祉の推進を図るため	59,912,453	1,045,066,410
			19,912,453	
【奨学基金】		【育英奨学事業及び就学援助事業に関する基金】		
・経済的理由により、高等学校の課程(通信制の課程を除く。)若しくは高等専門学校等の課程又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げるものの修学に困難があるものに対し、修学を奨励する事業の財源に充てるため	35,516,284	・南足柄市育英奨学金条例による奨学金の給付に関する事業及び学校教育法第19条の規定により経済的理由のため就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して市が行う必要な援助の資金に充てるため	59,904,811	95,421,095
合計	7,149,621,441	合計	981,191,890	8,130,813,331
	7,119,621,441		792,191,890	7,911,813,331

※網掛けは長期繰替運用額反映後

## (3) 合併時までに廃止を想定しているもの

小田原市		南足柄市	
【基金名】	H28.3.31 残高(円)	【基金名】	H28.3.31 残高(円)
・基金設置目的(条例規定)		・基金設置目的(条例規定)	
【国民健康保険高額療養費貸付基金】		【国民健康保険高額療養費貸付基金】	
※現在廃止(国民健康保険事業特別会計に繰入)	※15,000,000	・国民健康保険法に規定する国民健康保険被保険者に対し、高額療養費貸付事業を行うことにより、被保険者の福祉の増進を図るため	2,000,000
【介護保険高額介護サービス費等貸付基金】		【介護保険高額介護サービス費等貸付基金】	
※現在廃止(介護保険事業特別会計に繰入)	※10,000,000	・南足柄市介護保険条例第8条の介護保険高額介護サービス費等貸付事業を円滑かつ効率的に行うため	1,000,000
		【母子及び父子家庭生活資金貸付基金】	
		・母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、満20歳に満たない児童を現に扶養しているものに対し、生活資金の貸付事業を行い、母子家庭及び父子家庭の福祉の増進を図るため	4,500,000
合計	0	合計	7,500,000